

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○ IT 実装

当社は、取引に関わる書類等（見積書、契約書、請求書等）について、ペーパーレス化を促進し業務効率化を図ります。また、テレワーク・リモート会議等を活用し働きやすい環境を構築し、IT 人材の育成に取り組みます。

○ 健康経営に関する取り組み

当社は「パーク 24 グループ 健康経営宣言」に基づき健康経営を推進するとともに、取引先へ健康経営に係るノウハウの提供、取り組みの紹介などを通じて、健康な職場環境の構築を支援します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、発注の際の見積取得時には協議に応じ、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、遅滞なく要請に応じ、適切なコスト増加分の転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」を踏まえ、型の取り扱いに関して文書による明示を行なった上で型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して下請法の規定に違反した保管要請を行い

ません。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金（振込）で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、双方に保持すべき秘密事項がある場合における片務的な秘密保持契約の締結や、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社は、グループ共通の「パーク 24 グループ サステナビリティ基本方針」として調達方針を掲げており、国内外の関連法規を遵守し、環境や人権、社会への影響に配慮した取引を行います。

また、取引先と当社の取引の透明性・公平性を高め、より深い信頼関係を気づくことを目的に、「取引先通報窓口」を設けております。

2025年10月22日

パーク 24 株式会社 代表取締役社長 西川 光一